

平成 26 年度

# 証券ゼミナール大会

5

## 第 3 テーマ C ブロック

中小企業の資金調達の方策について

10

立命館大学 証券研究会

## 目次

序章…P.3

### 第1章 中小企業の定義

5 1-1 中小企業の定義…P.4

### 第2章 中小企業の現状

2-1 中小企業の現状…P.5

2-2 金融の現状…P.8

10 2-3 銀行の現状…P.12

2-4 国家政策の現状…P.17

2-5 地方政策の現状…P.21

2-6 競争入札…P.23

15 第3章 課題設定と中小企業の問題点

3-1 課題設定…P.26

### 第4章 中小企業の資金調達の方策について

4-1 方策の概要…P.27

20 4-2 過当競争…P.28

4-3 財務基盤の弱さ…P.29

終章…P.29

25 参考文献…P.30

## 序章

中小企業のが国の社会全体への影響は大きい。特に地方において、大企業の店舗、工場も地域経済を支えて雇用を生み出しているが、全体的にみれば地域経済を支え、地域の雇用の多くを支えるのは中小企業である。

- 5 2006年度時点で、中小企業では自己資本の比率が約25%であるのに対し、借入金の占める割合が42%と高い。一方、大企業では借入金の割合がかつては高かったが、2006年度では借入金23%よりも自己資本比率約36%のほうが高くなっている。また、大企業の場合、社債の占める割合も中小企業に比べて高い。これは、中小企業は銀行等の貸出に依存する場合がきわめて多いが、株式市場、債券市場を通じた資金調達が困難であるからである。したがって中小企業金融における銀行等の金融機関の役割は大きく、中小企業は金融面では間接金融に依存している。

- 10 そのような状況下で、2008年9月15日にアメリカ第4位の投資銀行であったリーマン・ブラザーズが経営破綻し、ニューヨーク証券取引所では株価が暴落した。このアメリカ発の金融危機な世界中に波及し、世界経済に深刻な影響を与えるに至った。わが国においても株価が暴落した。間接金融に大きく依存する中小企業は、大企業と比べて金融機関から満足のいく資金調達をより行えなくなり、中小企業の倒産件数は大きく増加した。

- 15 対策として2009年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行され、期限を迎えても中小企業の業況・資金繰りは依然として厳しい状態にあったことから、二度にわたって延長された。この法案により、中小企業の資金調達を円滑に行える環境が整えられたため、倒産件数を減少させ金融機関から中小企業への貸し付けを大きく回復させることに成功した。この法案は2013年3月末をもって終了した。

- 25 法案終了に伴い、法案施行以前の厳しい融資状態に戻ってしまうのではないかと不安視され、実際に2013年4月から2014年3月の「中小企業金融円滑化法」に基づく貸付条件変更後の倒産は433件に達し、前年度の305件の4割増で推移した。しかし、2013年末からは減少傾向にあり、2014年9月30日時点では金融機関がリスク要請に弾力的に応じるなど実質的な金融支援や、公共工事など景気対策の効果により全体の倒産が抑制され8か月連続で前年同月を下回

っている。よって、法案終了による余波は鎮静化してきていると考えられる。

- しかし、依然として中小企業は間接金融主体であるため、景気が低迷した場合に大企業と比べて金融機関の融資を受けにくくなり経営が困難になる可能性が高い。また、中小企業は大企業の下請けである場合が多いため、不況期に大企業の業績悪化の影響を受けやすいこと、価格等の取引条件が変更しにくいこと、無理な注文を押し付けられる場合があることなどの問題を抱えている。そして、その位置付けから脱却しにくいことが現状である。

- そこで我々は中小企業の地位や位置付けの向上を目的として、中小企業の資金調達、金融のあり方を考えていく。中小企業にうまく資金が供給されれば、財政状態を安定させることができ、価格交渉力の向上にもつながり、中小企業の地位や位置付けの向上に大きく貢献するであろう。

## 第1章 中小企業の定義

### 15 1-1 中小企業の定義

日本における中小企業は、中小企業基本法に定められており、その定義は以下の図のように分類されている。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

出典：中小企業庁

- しかし、この法律上の中小企業の定義は「原則」であり、各々の法律や制度によっては上図とは異なることがある。

日本には、中小企業が約 4 万社あり、大企業を含めた構成比は 99.7%を占めている。また、従業員数においても、約 2800 万人であり、こちらも全体の 71%を占めている。そのため、中小企業が日本経済に与える影響は大きく、基盤を形成しているといえる。

5

## 第2章 中小企業の現状

ここから細かい現状を見ていく。切り口は大きく 4 つある。1 つ目は中小企業と元請け会社の関係とその原因を調べた(2-1)。2 つ目は金融機関についてである。まずは金融機関を概観し種類と特徴を調べ上げた(2-2)。そして、中小企業の金融調達のメインとなっている銀行による貸し出しの現状にフォーカスを当てた(2-3)。3 つ目は政策についてである。まずは政府の政策を調べ、中小企業を取り巻く環境の変化を調べ上げた(2-4)。そして、地方自治体による地域密着型の政策を 2 つのケースを題材として取り上げて調べた(2-5)。そして、4 つめは、そもそも何故中小企業が元請けになれないのかを明らかにするために入札制度の現状を、東京都を例に調べた(2-6)。

### 2-1 中小企業の現状

大企業と中小企業の収益力格差が存在している。その収益率の差は比較的好調な製造業でも大企業の 3 分の 2 の水準である。中小企業がコスト上昇に伴った増収が得られなかったことが理由と考えられる。

● 図 1 企業規模別の利益率と格差

(%、%ポイント)

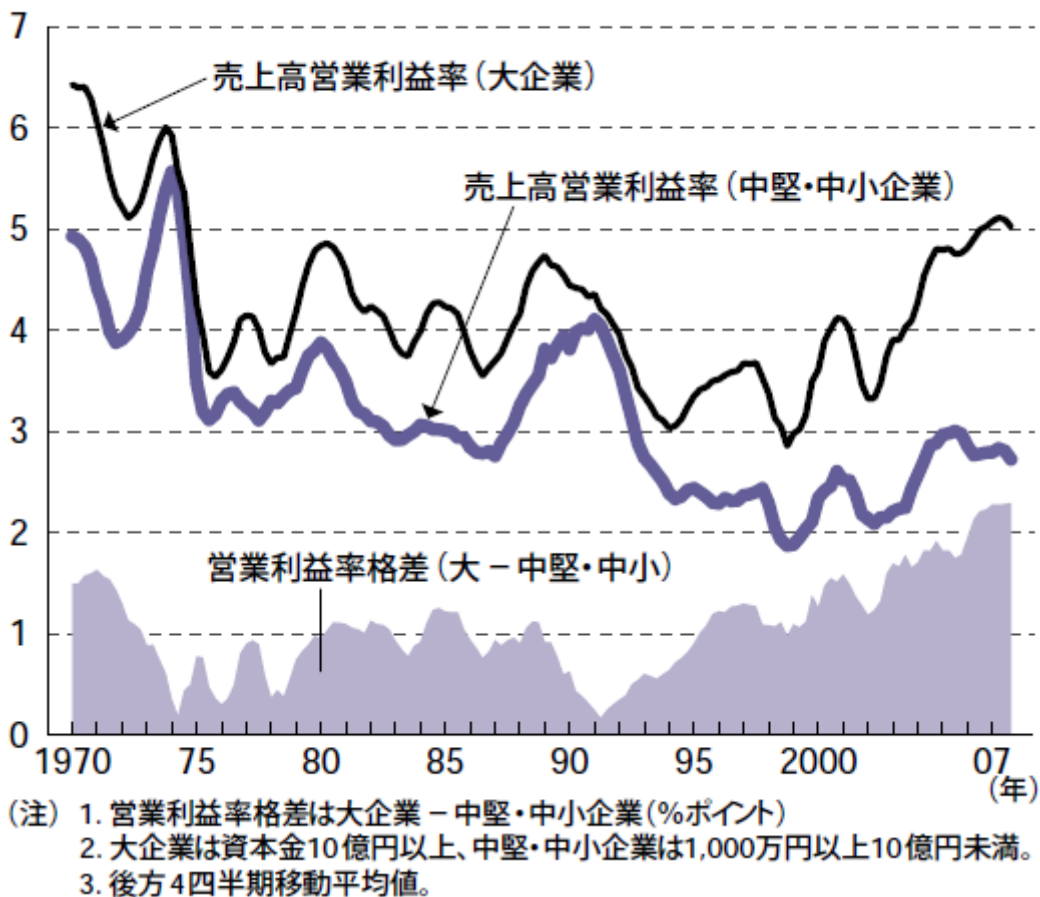
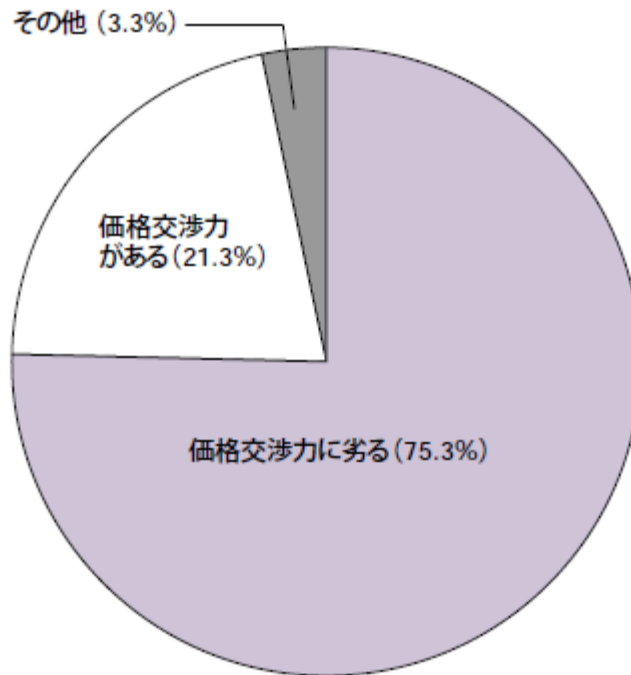


図 1 (出典：みずほ総研)

図 1 によると、価格交渉力・価格決定権がある中小企業の方の利益率が高くなっている。つまり、収益格差の一つの重要な要因として価格交渉力がある。

- 5 価格交渉力の現状についてみずほ総研のアンケート結果を元に概観する。価格決定権を有しているのは 12%、双方の合意により決定するのは 58.6%、価格決定権が無いのは 26%であった。双方の合意により決定している企業の内、価格転嫁を大部分出来るのは 15.8%であった。つまり、価格転嫁が難しい企業と、価格決定権が無い企業を合わせると、75.3%になる。4分の3の中小企業が価格交渉力に劣っている現状である。
- 10

● 図 2 中堅・中小企業における価格交渉力の現状

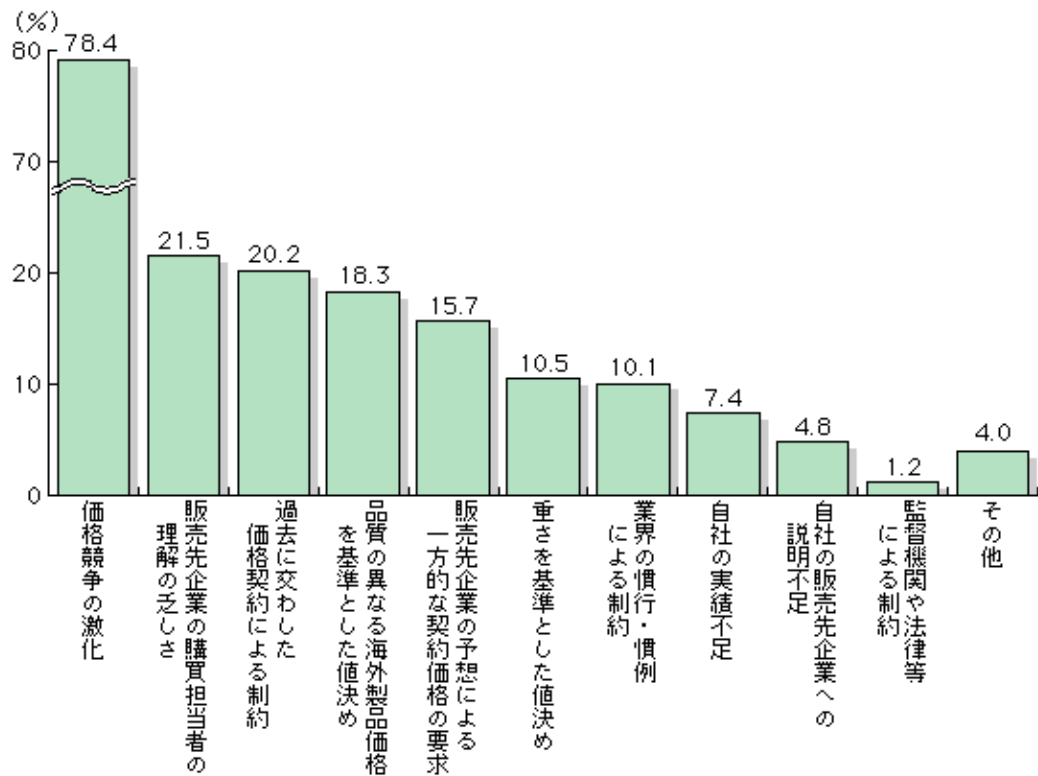


(注) 主要販売先への価格決定方式ならびに価格転嫁の可能性で価格交渉力の有無を判断。その他は法律や業界慣行などで価格が決定するケース。

(資料) みずほ総合研究所・京都大学「中堅・中小企業の取引構造に関する実態調査」

図 2 (出典：みずほ総研)

5 中小企業の価格交渉力が劣る要因は複数考えられる。一つは主要販売先への依存度である。売り上げ依存度別に見ると、低いほうが価格交渉力を有する企業が多い。他には、競合による要因が大きいと考えられる。競合の存在によって、技術力が価格に十分に反映されない場合がある。アンケートによると「技術力・技能の価格への反映を妨げているもの」として 78.4%が価格競争の激化を挙げている (図 3)。



資料：みずほ総合研究所(株)「企業間取引慣行実態調査」(2006年11月)  
 (注) 複数回答のため合計は100を超える。

図 3

## 5 2-2 金融の現状

金融機関は資金の需要者と供給者の間に入って、資金の受け入れや貸し出しなどを行うことが許可されている。つまり、資金の供給・仲介などを行う、金融取引に関する業務を営む組織である。一般的に日本の金融機関といった場合、大きく分けて、日本銀行(中央銀行)、民間金融機関、公的金融機関が存在する。

10

日本銀行

政府から独立した法人とされ、日本銀行法では、同行の目的を「我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと」および「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、

15

もって信用秩序の維持に資すること」と規定している。役割としては、発券銀



行（日本銀行券を発行）、銀行の銀行（市中銀行など、金融機関からの資金の受け入れや貸し出し、国債や手形の売買を行う）、政府の銀行（政府預金の受入や払出を行う）の3つを担っている。

## 5 民間金融機関

民間資本により運営される金融機関のことをいう。預金を取り扱う機関として、普通銀行（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行）、長期金融機関（信託銀行）、中小企業金融専門機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金）、農林漁業金融機関があり、また預金を取り扱わない機関として、生命保険会社、損害保険会社、ノンバンク、証券会社、短資会社などがある。

10

## 公的金融機関

公共的な目標達成を目的とした金融機関のことをいう。政府が経済発展や国際協力、産業の育成、国民生活の安定などといった「一定の政策」を実現することを目的とした機関であり、その種類には、政策金融機関（日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行）、特殊法人、独立行政法人などがある。

15

ここでは中小企業への融資という視点から都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合をみていく。

20

最初に、営利法人かどうかで銀行かその他の金融機関かに分けられる。銀行は株式会社である営利組織であり、信用金庫、信用組合は非営利組織であり、主に会員を対象として業務を行っている。銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行に分けられ、銀行法の適用を受けている。その設立経緯、営業エリアなどからこれらの3つに分けられる。信用金庫と信用組合はいずれも非営利法人で、地域の中小企業などを対象とした金融機関であり、この二つの相違点としては、信用金庫は預金の受入について制限はないが、信用組合は組合人からの預金を中心となっている。

25

区分		概要	営 利 性	預金 制限	貸出 制限	会員(組合員) 資格	法律
銀行	都市 銀行	大都市に本店を構え、 全国に支店を展開し ている。中でも国際的 な取引量が多く規模 が大きな都市銀行の ことを「メガバンク」 と呼ぶことがある。	営 利	—	—	—	銀行 法
	地方 銀行	各都道府県に本店を 置き、各地方を中心に 営業を展開している。 小口取引が主体で、取 引対象は主に地元の 中小企業や個人とな る。資金量は全金融機 関の1割程度。都市銀 行のように大口取引 は少なく、小口取引が 主体で、中小企業に対 し細やかに対応して いることから、中小企 業にとっては重要な 資金調達先となっ ている。	営 利	—	—	—	銀行 法
	第二 地方 銀行	元は相互銀行で、平成 元年以降に「金融機関 の合併及び転換に関	営 利	—	—	—	銀行 法

		する法律」に基づき、株式会社へと転換し普通銀行となった銀行のこと。基本的には地方銀行と同様であるが、支店展開は地方銀行の範囲よりも狭くなっている。					
信用金庫	地域の人が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関で、主な取引先は中小企業や個人である。利益第一主義ではなく、会員すなわち地域社会の利益が優先される。さらに、営業地域は一定の地域に限定されており、地方銀行、第二地方銀行より狭い。	非 営 利	一	会 員 の み	(地区内) 住所または居所を有する者 事業所を有する者 勤労に従事する者 事業所を有する者の役員 [事業者の場合] 従業員 300 人以下または資本金 9 億円以下の事業者	信用 金庫 法	
信用組合	相互扶助の理念に基づき、組合員一人ひとりが預金し合い、必要などきに融資を受けられることを使命とする協同組合組織の	非 営 利	組 合 人 の み	組 合 人 の み	(地区内) 住所または居所を有する者 事業を行う小規模の事業者 勤労に従事す	中小 企業 等協 同組 合法	

	<p>金融機関のこと。組合員は、それぞれの地域の中小零細事業者や住民、勤労者に限られている。つまり信用組合は地域の人々によって組織・運営されている、相互扶助の精神をいかした地域密着型金融機関である。組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としている。</p>			<p>る者 事業を行う小規模の事業者の役員 [事業者の場合] 従業員 300 人以下または資本金 3 億円以下の事業者（卸売業は 100 人または 1 億円、小売業は 50 人または 5 千万円、サービス業は 100 人または 5 千万円）</p>	
--	--	--	--	--	--

一般社団法人全国信用金庫協会ホームページより著者作成

### 2-3 銀行の現状

- 5 中小企業にとって金融機関との関係は事業を進めていく上でなくてはならないものだ。では、銀行はどのような基準で中小企業への貸し出しを行っているのだろうか。現状を見ていきたい。

#### 企業格付け

- 10 金融機関が企業向けの融資を行う際の格付けについてみていく。各金融機関は企業から受け取った決算書に独自のスコアリングシートを基準にして点数を

つけ、格付けを行う。金融機関の貸し出し審査部がすべての企業を調査することは時間・労力的に難しいためにこのような格付け方法がとられている。この点数が良ければ希望通りの融資を低い金利で受けることができる。また、融資を受けるまでの時間にも影響があるようだ。逆に得点が悪ければ当然融資を受けるのが難しくなる。

では、どのような基準で点数をつけているのだろうか。ここから格付けの仕組みを見ていく。現在金融機関の格付けは主に「定量評価」と「定性評価」の二つを基準にして行われている。

10 まず、「定量評価」について見ていく。これは、資本金や自己資本比率などの財務諸表を評価に換算するもので、財務諸表の各項目は安全性・収益性・成長性・返済能力の4つに分けられ、採点されていく。下の表では何がどの項目に割り振られているのかを表している。

・安全性

自己資本比率 (%)	自己資本 ÷ 総資産	企業の財務状況の健全性、いわゆる「体力」を見ることができる。
ギアリング比率 (%)	(借入金 + 社債) ÷ 自己資本	企業の持つ資金のうち、自己資本に対する借入金の割合を示す。
固定長期適合率 (%)	固定資産 ÷ (固定負債 + 自己資本)	固定資産に投資した資金がどの程度長期資金で賄えているかを示す。
流動比率 (%)	流動資産 ÷ 流動負債	流動負債を流動資産がどの程度カバーできているかを示す。流動負債のほうが大きいと黒字決算の企業でも倒産する可能性がある。

15 ・収益性

項目	項目の割り出し方	項目説明
売上高経常利益率 (%)	経常利益 ÷ 当期売上高	売上に対してどれだけ経常利益を上げているかを示す。
総資本経常利益率 (%)	経常利益 ÷ 総資産	投じた資本によっていくらの利益が生じたかといった資本の運用効率を示す。
収益フロー		何期連続黒字であるか。

・ 成長性

項目	項目の割り出し方	項目説明
経常利益増加率 (%)	(当期経常利益 - 前期経常利益) ÷ 前期経常利益	当期と前期の経常利益を比較し、規模の拡大を測定。
売上高増加率 (%)	(当期売上高 - 前期売上高) ÷ 前期売上高	当期と前期の売上高を比較し、規模の拡大を測定。

・ 返済能力

項目	項目の割り出し方	項目説明
債務償還年数	有利子負債 ÷ 償却前営業利益	借入金を利益によるキャッシュフローにより何年で返済できるかを示す。
インタレスト・カバレッジ・レシオ	(営業利益 + 受取利息・配当金) ÷ 支払利息	企業の利息支払い能力を測る。
キャッシュフロー額	営業利益 + 当期減価償却実施額	融資で得た資金を返せるかを示す。

次に、「定性評価」について説明していく。「定性評価」とは、数値化可能な評価基準である「定量評価」とは違い、市場動向・経営者・経営状態・営業基盤・競合状態などの基本的に数値化不可能なものを基準とした評価であり、銀行の担当者が主観的に点数をつけていく。一般的な都市銀行ではあまり使用されない評価方法であるが、地方銀行や信用金庫では評価項目の3～4割が「定性評価」で行われているようだ。規模の大きくない中小企業は地方銀行、もしくは信用金庫で融資を受けることが大半であるから、「定性評価」の評価項目に対しても対策を講じなければならない。

しかし、現状として各銀行の格付け基準は公開されておらず、中小企業側は自分たちの評価をすることができない。ここに一つの情報の非対称性があるのではないかと考えられる。また、これとは逆に銀行側も評価の大半をバランスシートの内訳で行うため、中小企業が行っている事業内容や将来性、各企業の信用度を把握することが困難になっているのではないだろうか。ここに二つ目の情報の非対称性が存在し、これにより融資すべき相手に融資を行わず、すべきでない相手に融資をしてしまうといった問題が起きてしまう可能性もある。

#### 貸し渋り・貸し剥がしと BIS 規制

貸し渋りとは銀行が企業に対して新規融資や継続融資を渋る状態のことをいう。また、貸し渋りとは異なるもので、貸し剥がしと呼ばれる融資期間中に追加担保や融資返済を要求し、企業に貸し出していた金の強引な回収方法も存在する。この二つは特にバブル崩壊後に問題となり、1990年代後半には中小企業だけでなく大企業に対しても貸し渋りや貸し剥がしが行われるようになった。これは1990年代前半のバブル崩壊で莫大な不良債権を抱えることとなった銀行が融資審査を厳しくし、貸出行動を弱めたことで起きた問題である。

この問題には BIS 規制（自己資本比率規制）という国際的な財務基準が大きく関わってくる。この規制は1988年のバーゼル I で策定され、日本ではバブル崩壊直後の1992年から本格的に適用されるようになった。この規制の具体的な内容は海外拠点がある金融機関において自己資本比率を最低でも8%、国内業務のみを行う金融機関は4%を維持しなければならないというものだ。この基準を下回った銀行は金融庁により早期是正措置が取られる。

銀行の資産には現金または株式・債権などの有価証券があるが、バブル崩壊時やリーマンショック時などの金融危機が起きたときこの有価証券、特に株式の資産価値は急激に下落し評価損益を拡大させる。このような事態が起きると銀行の自己資本比率が低下することとなり、場合によっては BIS 規制の基準値を維持することが困難となる。そこで銀行はリスクアセットとなっている貸出金を回収しようとする。リスクアセットは自己資本比率を計算する際の分母として扱われるからこれを小さくすることで自己資本比率を高めることができる。特に、大企業・中小企業向け融資については融資の 100%をリスクアセットとして扱わなければならない、個人向け融資の 75%や住宅ローンの 35%と比べ、リスクの高い融資として扱われていることがわかる。こうして大企業・中小企業に対して貸し渋りや貸し剥がしが行われるようになっていった。

これだけを見ると企業が BIS 規制により悪影響しか被っていないように思えてくるかもしれないが、マクロ的なメリットは大きいように思える。金融危機が起きたと仮定し、規制がある状態と無い状態で比較していくと、規制がある状態では金融機関が破綻するという状況は起こりづらく、金融システムへの影響を最小限に抑えることができるだろう。これは企業の存続にも良い影響となる。しかし、この規制がない状態で金融危機が起きたとすると事前策をとっていなかった金融機関は破綻し、金融システムにも大きく影響を及ぼすことになりかねない。国債の受け皿となるはずの金融機関が破綻した場合国の財政にも悪影響を及ぼすこととなり、結果として企業への補助金、政策面からの支援なども滞ってしまうかもしれない。この規制はマクロ的な視点に立つかミクロ的な視点に立つかで大きく評価が変わるものである。

#### 規模の経済

次に銀行融資の費用対効果を考える。一般的に銀行融資においては融資額が大きいほど貸し出しコストの節約性が高まる。なぜなら、ここにかかる審査費用などは融資額に比例して上昇する性質のものではないからである。そのため、大型融資を受けることができる財務基盤を持った大企業に貸した方が銀行から見ると費用対効果が良い。



- 上記の現状より、中小企業が融資を受けにくい3つの理由が見えた。情報の非対称性・BIS規制・規模の経済の三つである。その上、現状として投資や社債といった直接金融からの資金調達が困難である。そのため、資金調達の主な手段が融資になっている中小企業にとって、融資を受けにくいということは、
- 5 経済基盤が弱いと言える。

## 2-4 国家政策の現状

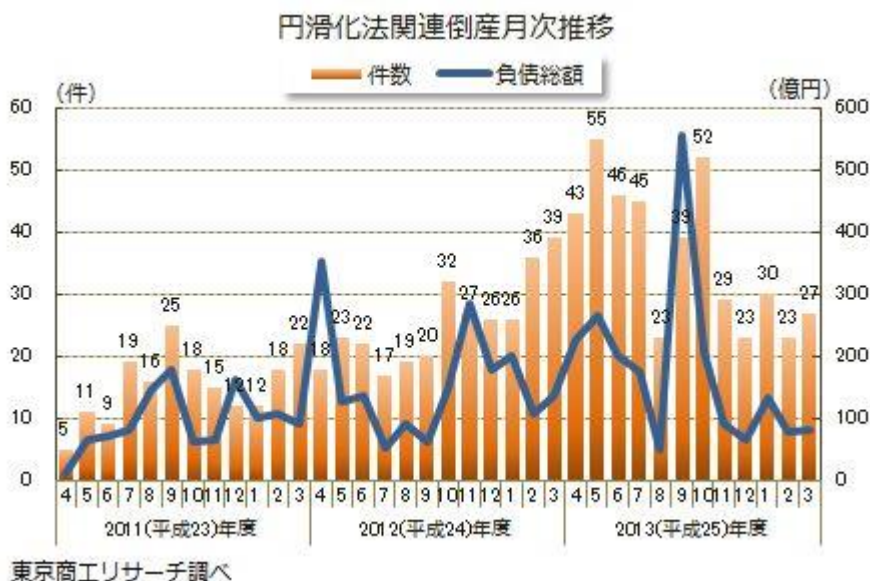
### 1. 中小企業等金融円滑化法の内容とその過程

- 10 中小企業等金融円滑化法は、中小企業の財務基盤の弱さと世界景気の悪化を背景に政府によって2009年11月の国会で可決・成立し、12月に施行された。この法律は、当時リーマンショック以降の世界的な景気悪化の中で、中小企業を救済しようとして出された対応策であった。金融機関の「貸し渋り」や「貸し剥がし」が多くなり資金繰りが悪化してきた状況の中で、少しでも中小企業を支援しようとして出された法律である。法律の内容は、中小企業や住宅ローンの借り手が借金返済の負担軽減を申し込んだ場合、金融機関はできる限り返済期限の延長や金利減免といった「条件変更」などの措置をとるようにつとめる、と規定されている。金融機関には定期的に実施状況の報告も義務づけた。11年3月末までの時限立法金融庁は法制定に伴い、条件変更に応じたことを理由に金融
- 15 機関が新規融資を拒否しないように監督指針を見直した。しかし、2011年3月末までの約2年間の時限立法として施行されたものの約2年間の延長期間を経て2013年3月末をもって打ち切られた。

「金融円滑化法」関連倒産 2013年度は4割増の435件

- 25 2014年3月の「中小企業金融円滑化法」に基づく貸付条件変更後の倒産は27件。全体の倒産が抑制されていることを反映して、2カ月連続で前年同月を下回った。ただし、中小企業金融円滑化法の終了から丸1年の、2013年度(2013年4月-2014年3月)の累計は435件(前年度305件)に達し、前年度より4割増(前年度比42.6%増)で推移した。
- 30 中小企業金融円滑化法の終了後も、金融機関がリスク要請に応じるなど実質

的な金融支援が継続されたなかで、業績回復の遅れから息切れする中小企業が  
多かったことを浮き彫りにした。



負債総額 2カ月連続で100億円を下回る

- 5 3月の負債総額は83億1,400万円（前年同月比39.0%減）で、2カ月連続で100億円を下回った。負債別では、10億円以上の大型倒産が1件（前年同月4件）にとどまった。

産業別 製造業が最多10件

- 10 3月の産業別では、製造業が10件（前年同月12件）で最も多かった。次に、サービス業他4件（同8件）、卸売業と小売業が各3件、農・林・漁・鉱業・建設業・運輸業が各2件、情報通信業が1件の順。3月の従業員数別では、5人以上10人未満が11件（構成比40.7%、前年同月12件）で最も多かった。一方、5人未満は5件（前年同月比54.5%減、前年同月11件）と減少が目立
- 15 った。

## 2. 中小企業に対しての様々な政策とその変遷

これまで中小企業政策は、時代の要請に応じて基本理念が見直されつつ、金融政策、振興政策、指導・組織化政策など、様々な支援施策が整備・充実されてきた。現在政府では、やる気と能力のある中小企業の支援に尽力している。

20

以下は主な中小企業に対する法律である。

基本理念

中小企業基本法の改正(1999)

金融政策

5 株式会社日本政策金融公庫法(2007)

株式会社商工組合中央金庫法(2007)

中小企業基盤整備機構設立(2004)

振興政策

中小企業基盤整備機構設立(2004)

10 中小ものづくり高度化法(2006)

新事業活動促進法 (1998)

地域商店街活性化法(2009)

中小企業新事業活動促進法(2005)

新連携支援(2005)

15 その他金融政策に関わる政策

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律 (2006)

ここでは、中小企業金融に関わる政策に着目する。政府系金融機関の近年の大きな流れとしては再編・統合されている。2007年の株式会社日本政策金融公庫法では株式会社日本政策金融公庫法にも基づき、国民生活金融公庫と農林漁業金融公庫と中小企業金融公庫が解散し、統合された。

20

3.①政府が中小企業を守るための対策～資金繰り対策～

中小企業は、資産に乏しく、財務基盤も弱く、株式公開市場から資本を調達することが困難である等の理由により、円滑な資金供給の確保は最も重要な課題の一つ。このため、「政府系金融機関」を設立し、中小企業に対して低利、長期の資金を供給する体制を整備。また、公的金融機関のみでは資金供給に限界があるため、民間金融機関の資金を活用することとし、民間金融機関から中小企業への借入債務を保証し、返済が行われない場合には代位弁済を行う「信用補完制度」を整備。・現在、公的金融機関の中小企業向け貸出残高は、中小企業

25

30

向け貸出残高全体約 254 兆円のうち約 9%の 22 兆円、信用保証債務残高は約 14%の 36 兆円であり、民間金融機関を補完する体制となっている。

我が国 420 万の中小企業にとって、円滑な資金供給の確保は経営上最も重要な課題である。

- 5 中小企業向けの政策金融機関は、中小企業向け融資全体の 1 割程度を安定的に供給。信用保証付きの融資と併せた場合、中小企業向け融資全体のうち 2 割程度を公的な融資が担っている。

- 10 具体的には、主に中小企業への①政策融資（創業や海外展開の支援融資）、②セーフティネット融資（一時的に業況が悪化している企業や災害（地震・台風等）被害を受けた企業等への融資）を行っている。

信用力・担保力が不足している中小企業の資金供給を円滑化するため、信用保証協会（全国 52 ヶ所）が中小企業の借入債務を民間金融機関に対して保証する。

保証債務の返済が行われない場合、信用保証協会が代位返済を行う。

- 15 中小企業の中でも経営資源が乏しく、生産性が低い小規模企業の経営改善を支援するため、日本政策金融公庫から無担保・保証人不要・低金利で融資を行う。

### 3.②政府が中小企業を守るための対策～下請取引対策～

- 20 下請中小企業は交渉力が弱く、親事業者が自身の優越的地位を濫用した行為（代金支払いの遅延や不当な代金の値引き等）によって、利益が侵害されている。このような親事業者の不公正な行為を取締まる規制法を運用することで、下請中小企業の事業環境を整備。

- 25 平成 22 年度は約 25 万社に調査を行い、その結果、不当な代金の値引き分等の約 10.2 億円を親事業者から返還等させた。

また、全国 48 箇所に設置した下請かけこみ寺で相談員と 400 名以上の登録弁護士による無料相談や ADR（裁判外紛争解決手続）を実施。

### 3.③政府が中小企業を守るための対策～中小企業税制～

- 30 中小企業税制は金融制度と同様、最も重要な中小企業施策の一つ。様々な優

遇的減免税措置による税負担の軽減等を通じて、中小企業の事業活動の活性化を支援。具体的な施策中小企業は、大企業に比べ低い法人税率（「軽減税率」という）が適用<sup>1</sup>。平成 23 年度税制改正大綱において、中小企業（資本金 1 億円以下）の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額について適用される軽減税率の 18%から 15%への引下げや、年 800 万円超の所得部分についての法人実効税率 5%引下げが盛り込まれており、現在、改正法案は継続審議となっている。

## 2-5 地方政策の現状

10 中小企業に対する政策を取り巻く環境は、1999 年を機に大きく変わる。これは 2 つの法律による影響である。

1 つは中小企業基本法の抜本的な改正である。旧基本法では、基本方針は大企業と中小企業の格差是正であった。つまり、不利な立場にある中小企業の救済が基本理念であった。一方、新基本法では次の 4 つの基本方針を挙げている。

15 中小企業の①「事業の転換の円滑化」、②「経営基盤の強化」、③「創業の促進」、また中小企業に対する④「資金供給および中小企業の自己資本の充実」である。新基本法からは「中小企業の自立支援」へと方向転換が行われたことが考えられる。救済が必要な弱者から、自立して経済の活性化を担う存在へと認識が変わった。

20 2 つ目は、地方分権一括法の制定である。この法律によって、従来は「上下・主従」関係にあり、政策は中央政府が作り、地方自治体が受け皿となって実行するスタンスから、「対等・協力」体制に変わった。

この 2 つの法律により、中央政府と地方自治体が役割分担をしてそれぞれの施策を行うことになった。そして、地方自治体は地域のニーズに合わせて策定する主体へと変わった。

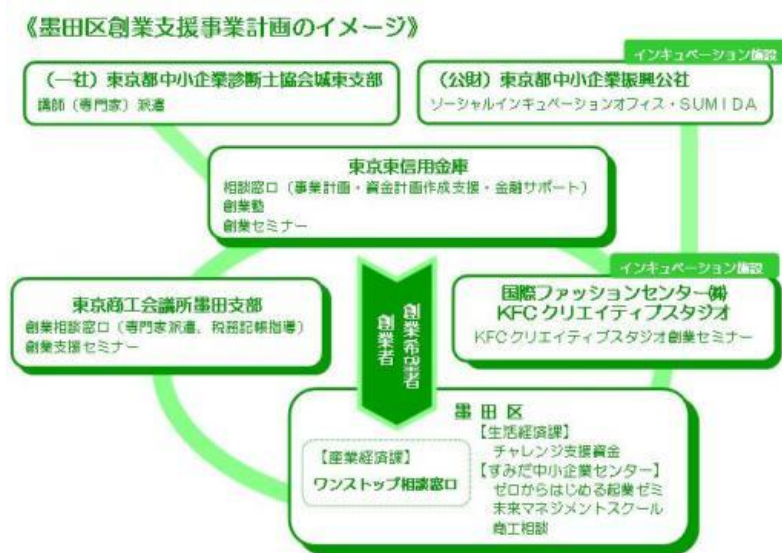
こうした流れのもと、現在では各地域で様々な政策が講じられている。中でも特徴的な施策を行った地方自治体を紹介する。

まずは、墨田区である。墨田区が全国的に見て特徴的であった理由は、「先駆

---

<sup>1</sup>現行、中小企業の所得金額のうち年 800 万円以下の部分について適用されている軽減税率（18%）は、平成 24 年 3 月 31 日まで延長されている。

的」であったことである。製造業が多いことを背景に 1977 年には区内の全工場を対象とした「中小製造業基本実態調査」が行われた。そして、1979 年には「中小企業振興基本条例」を制定した。この条例の優れていた点は地域の特性に応じた独自の施策を行うことを協調している点である。この点において時代を先取りした政策であると考えられる。現在の支援策のラインナップは創業支援・販路拡張補助・新商品開発・融資・技術や技能継承など多岐にわたる。下図は墨田区の創業バックアップ体制を模式化したものである。



（墨田区HPより抜粋）

- 10 次に八尾市を紹介する。八尾市は近年、中小企業振興の事例として注目を集めている。理由は 3 つある。1 つ目は、短期間で施策を体系化・具体化した点である。そして、その内容も評価が高い。2 つ目は中小企業施策を打つ上で中小企業振興基本条例を早い段階で制定し、その条例を後ろ盾にして施策を円滑に進められた点である。3 つ目は八尾市の振興策はソフト面が中心であったこと
- 15 である。

八尾市の成功要因としては中小企業振興が進んでいる地域をモデルに先行研究に積極的であったことである。八尾市は先述の墨田区から施策を新たに作り出すのに効果的な会議を取り入れた。それは産業振興会議である。これは市民や商工業者の委員から構成されて、市と市民・商工業者が双方向のコミュニケーションによってコンセンサスを得ながら、施策を決める場である。

20

そして、1999 年にこの会議内の工業振興部会の指摘から、産業集積のメリッ

トを活かすために地域内の企業間ネットワークの強化を図る施策が講じられた。その後、産業集積を意識した中小企業振興策は 2001 年の第四次八尾市総合計画に盛り込まれていく。このことにより、中小企業支援施策はますます充実していく。産業集積の維持のための施策の一つに人材育成がある。人材の安定供給と創業する人を増やすことが中長期的に必要なだと考えられた。そのため、八尾市は人材育成に注力した。内容としては、工科高校と連携して市内企業へのインターンシップ受け入れを行った。また、八尾ロボットコンテストも行っている。

10 地方自治体による中小企業振興策は融資や創業時の投資といった経済的支援から、人材育成や交流の円滑化といったソフト面の支援とバリエーションが豊富である。地方自治体にはその地域の特色に合わせた政策が求められる。

## 2-6 競争入札

15 競争入札とは、主に政府や地方公共団体が民間企業に向けて公共事業を発注する場合、契約希望者に入札金額や契約事項を記入した資料を提出させ、最も好条件を出した企業と契約を行う方法である。この競争入札制度は企業間の競争も促し、さらに発注者である政府・地方公共団体の予算の無駄もなくすることができるため、効率の良い制度であることは確かだ。

20 しかし、この制度は中小企業にとってデメリットになりうる部分も抱えている。現在競争入札の大半は、一般競争入札で行われているが、一般競争入札に参加するためには入札参加資格に関する規定をクリアしなければならず、規定の内容は年間総売上高や営業年数などの実績が中心として問われるものとなっている。また、契約締結までに長期間を要する点も中小企業にとっては負担が  
25 大きくなる要因になるだろう。

ここで、東京都の競争入札参加者に関する資格の客観的審査事項を見ることで問題を浮き彫りにしていく。項目としては年間総売上高、自己資本額、従業員数、流動比率、営業年数があり、これを点数化することで各企業をランク付けし、そのランクに応じて受注できる事業内容・事業規模が決まる。以下の表で  
30 は委託・その他の営業種目における各項目における評価基準と等級格付けにつ

いて見ていく。

#### 1.年間総売上高

年間総売上高	付与数値			
1,000億以上	55	5億以上	7億未満	31
300億以上 1,000億未満	52	3億以上	5億未満	28
100億以上 300億未満	49	2億以上	3億未満	25
50億以上 100億未満	46	1億5,000万以上	2億未満	22
30億以上 50億未満	43	1億以上	1億5,000万未満	19
20億以上 30億未満	40	5,000万以上	1億未満	16
10億以上 20億未満	37	1,000万以上	5,000万未満	13
7億以上 10億未満	34		1,000万未満	10

#### 5 2.自己資本額

自己資本額	付与数値
30億以上	10
6億以上 30億未満	9
2億以上 6億未満	8
1億以上 2億未満	7
5,000万以上 1億未満	6
3,000万以上 5,000万未満	5
1,500万以上 3,000万未満	4
300万以上 1,500万未満	3
1円以上 300万未満	2
1円未満	0

#### 3.従業員数

従業員数	付与数値
1,000人以上	5
500人以上 1,000人未満	4
100人以上 500人未満	3
30人以上 100人未満	2
30人未満	1

#### 10 4.流動比率



流動比率	付与数値
200%	20
140%以上 200%未満	18
130%以上 140%未満	16
120%以上 130%未満	14
110%以上 120%未満	12
100%以上 110%未満	10
90%以上 100%未満	8
80%以上 90%未満	6
60%以上 80%未満	4
60%未満	2

#### 5. 営業年数

営業年数	付与数値
50年以上	10
40年以上 50年未満	9
30年以上 40年未満	8
25年以上 30年未満	7
20年以上 25年未満	6
15年以上 20年未満	5
10年以上 15年未満	4
5年以上 10年未満	3
1年以上 5年未満	2
1年未満	0

#### 6. 等級評価

総合数値	等級
70以上	A
40以上 70未満	B
40未満	C

5

東京都公報のデータを基に作成

各表をみればわかると思うがやはり中小企業は高い等級評価を得ることが難しい状況にあり、等級評価が低いと規模の大きな受注を受けることができないという現状の制度の中では、公共事業関係の事業で売り上げを伸ばしていくのは難しい。

10

### 第3章 中小企業の問題点と課題設定

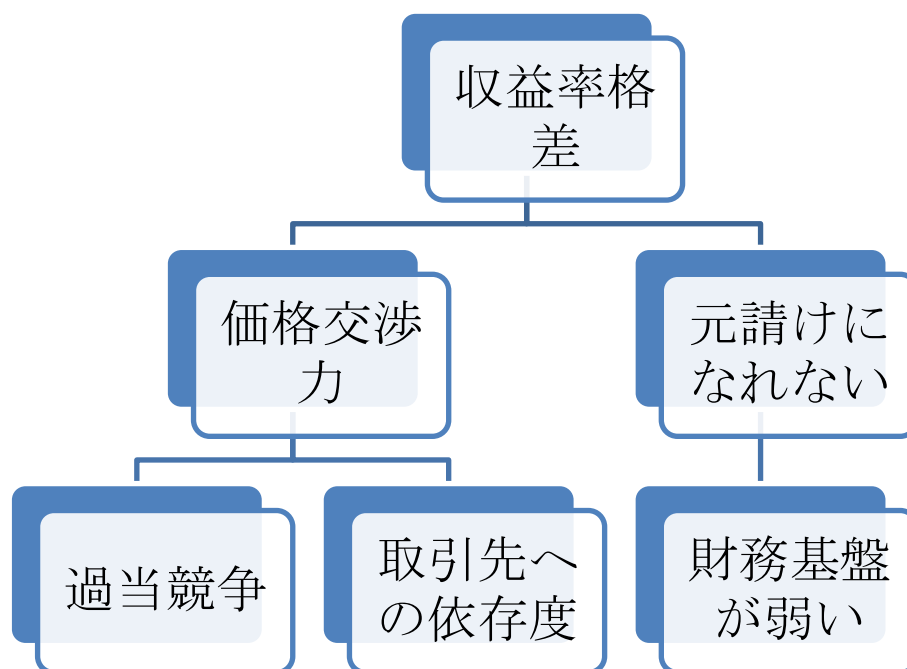
#### 3-1 課題設定

5 中小企業の位置づけの向上をするためには、中小企業と大企業との収益率格差を小さくすることが必要であると考えた。さらに、収益率格差を生む主要因は技術力やコストの上昇が中小企業の販売価格に反映されないことであると考察した。つまり、価格交渉力が劣ることが根源的原因であると考えられる。2-1で述べたとおり、アンケートで価格交渉力に劣ると答えた中小企業は4分の3に及ぶ。

10 課題は大きく二つある。価格交渉力を向上するために解決しなければならない課題と元請けになるための課題を考察する。前者は過当競争であり、後者は財務基盤の弱さである。

過当競争である根拠は、2-1で述べたとおり、中小企業の大多数が「技術力の価格反映を妨げているもの」に価格競争の激化を挙げていることである。

15 財務基盤の弱さは2-3、2-4で述べたとおりである。財務基盤が弱いため設備投資が十分にできずに生産性で差が生まれると考えられる。さらに、財務状況は入札に参加するための条件に関わるため、そもそも元請けになれない現状を生み出している。入札に参加して仕事も取れば、取引先への依存度も低くなると考えられる。だが、2-4で述べたとおり、中小企業等金融円滑化法の打ち切りや政府系金融機関の再編・統合といった流れから考えて、政府が直接的に  
20 中小企業へ資金を貸すのは不適切と考えられる。



## 第4章 中小企業の資金調達の方策について

### 5 4-1 方策の概要

我々が提案する方策の概要は、中小企業が連携して作ったグループに対して銀行が融資を行うというものである。グループの構成は企業間の合意によって自由に決めることができ、そのグループの構成によって銀行はリスクを査定して利率を決める。

10 主体ごとへの具体的な提案をする。まず、政府と銀行はこのシステム導入に向けて整備すべきである。政府は法制度を整備し、銀行はプランを準備する。地方自治体は企業間の交流を促進すべきである。つまり、2-5 で例に挙げた八尾市のように企業間ネットワークを強化することである。そして、中小企業も積極的に企業間での連携を試みるべきである。

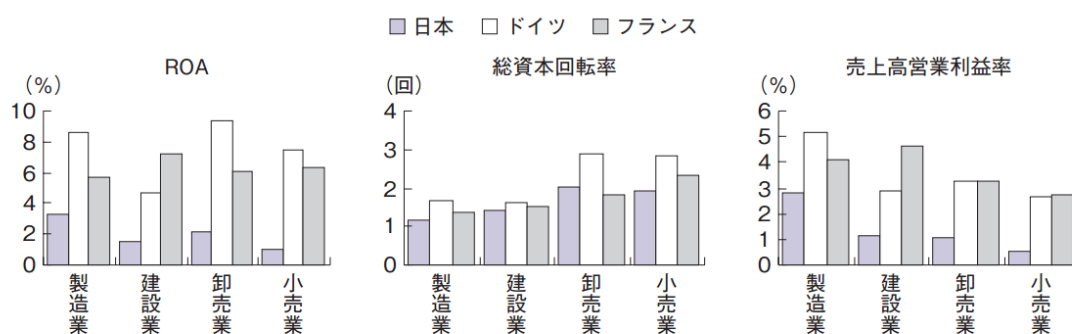
15 この提案に関わるステークホルダは次の通りである。融資をする銀行。融資を受ける中小企業。この方策の目的として元請けとの価格交渉があるので、大企業である。つぎにメリット見ていく。銀行としては中小企業が集まることで、返済能力が向上する。つまり、不良債権になるリスクを下げるができる。さらに、2-3 で示したような「規模の経済」の効果が考えられる。中小企業と

しては集まることで財務基盤が強化できて、融資を受けやすくなる。加えて、同じ財務基盤でビジネスを行うことで企業間ネットワークの強化にもつながると考えられる。大企業としては下請け企業の生産力強化と技術力向上により、生産性の向上や品質の向上が図れる。

5 次にこの方策が何故、3-1の課題を解決できるのかを考察する。

## 4-2 過当競争

現在、日本の中小企業は過当競争に陥っている可能性が高い。



(注) 2004年～2007年の平均値。中小企業の定義は、各国の統計の定義に従った（日本：資本金1億円未満、ドイツ・フランス：売上高5,000万ユーロ未満）。

(資料) 財務省「法人企業統計年報」、European Committee of Central Balance Sheet Data Offices“Bach Database”によりみずほ総合研究所作成

10

上記の図であらわされているように、日本は他国に比べて特に売上高営業利益率が低く、それが ROA を押し下げる要因となっている。この原因として営業費用が抑制できていない、製品が差別化されておらず単価が安いなどの問題があると仮定することができるが、我々はこれらの問題よりも中小企業間での競争が過当競争になっている可能性があるというところを問題点であるとした。

15

この問題点は我々の主張する同業種の中小企業間での枠組み作りを行うことによって改善することができると思う。この枠組みを作るということは同業他社と同じ財務基盤をもつということにつながり、同じ基盤をもつ企業同士で過度な価格競争が起こることは考えにくいためである。この過当競争が起きている現状を打開することにより中小企業の利益率を高めることができる。各社で融資を受けるよりリスクが低くなるため、銀行も融資を行いやすくなり、さらに企業自体のフリーキャッシュフローを増やすことにもなるため、資金繰り

20

の改善につながる。

### 4-3 財務基盤の弱さ

- 5 我々は、中小企業は大企業と比べて財政基盤が弱く金融機関から思うように資金調達が行えないという現状の問題に対して、中小企業が一種のグループを組み、共に融資を受けられるようにすることを提案する。一団体を形成して財政基盤を強化することで、金融機関の格付け等に合格し、今まで受けられなかった融資を受けられると考える。この提案の金融機関版とも捉えることができるのがシンジケート・ローンである。シンジケート・ローンとは複数の金融機関がシンジケート団を結成し、企業等に対して同一条件等に基づいて行う融資のことである。利点として、参加金融機関は融資額を抑え貸倒れリスクを軽減できることがある。この団体には代表金融機関（アレンジャー）というものが存在し、融資先とシンジケート団との間で契約作成のための条件等の交渉・調整を行っている。その分、アレンジャーの金融機関はアレンジメント・フィーやエージェント・フィー等の手数料を受け取ることができる。これを参考に、我々の提案する融資を受けるための中小企業のグループにも代表企業を設定し交渉・調整等の業務を行ってもらい、その分、その企業は他の企業よりも少し多く融資を受けられるようにするか、他の企業から業務の負担料を受け取ることができるようにすることも提案に含める。最後に、この提案によって中小企業は融資を受けやすくなり資金調達の幅は広がるだろう。

### 終章

- 25 日本において、現在でも中小企業は産業・雇用の基幹を担い、日本経済を支えており重要な役割を支えている。そこに中小企業における資金調達の現状と、そこに付随する、中小企業の価格交渉力の弱さや競争入札といった諸問題を述べてきた。

- 30 本論分では、第1章では、中小企業の定義を示した。第2章では、中小企業の現状を、中小企業、金融機関、国家と地方政策そして競争入札の4つの様々

な視点から見つめた。第3章では、第2章で示した中小企業の現状と序章で述べた目的とのギャップから、課題を設定した。第4章では、第3章で現れた課題を解決するための、支援方策を金融面から考えた。具体的に過当競争、財政基盤の弱さという観点の元で中小企業の支援方法を検討した。

- 5 以上の方策・提案を実行することにより、中小企業の位置づけの向上を望みたい。そして、大企業との収益率格差を縮めて中小企業に実力をつけてほしい。今後の展望としては、実力をつけた中小企業が入札の条件を達成してイキイキと仕事を取りに行き、活躍してもらいたい。ゆくゆくは地域の担い手となる産業への成長に結びつくと考えた。

10

#### 参考文献

岸真清、黒田巖、御船洋(2014)『グローバル下の地域金融』中央大学出版部

- 15 「法人企業統計」財務省各年度

「中小企業の財務構造の変遷」一般財団法人商工総合研究所

「金融円滑化法」関連倒産」株式会社東京商工リサーチ

20

「みずほリサーチ December2007」

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/research/r071201question.pdf#search='%E3%81%BF%E3%81%9A%E3%81%BB%E3%83%AA%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%81December2007'>

25

「みずほリサーチ may2008」

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/research/r080501japan.pdf>

- 30 「中小企業庁」

[http://www.kmt-ti.or.jp/users/files/130906183039\\_S20613210.pdf](http://www.kmt-ti.or.jp/users/files/130906183039_S20613210.pdf)

[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h19/h19\\_hakusho/html/j3210000.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h19/h19_hakusho/html/j3210000.html)

5 川口恭弘(2012)『現代の金融機関と法[第4版]』中央経済社

「日本の中小企業政策」経済産業省中小企業庁

「金融円滑化法」関連倒産」東京商工リサーチ

10

「みずほ情報研究所」

<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2011/fe1102.html><2014/10/19日閲覧>

15 村本観(2003)「社長！銀行の手口と戦い方教えます」日本実業出版社

中小企業における資金調達の課題 経済産業委員会調査室 上原啓一

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\\_prism/backnumber/h19pdf/20073801.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h19pdf/20073801.pdf)2014/10/3 閲覧

20

日本銀行金融研究会「金融研究」第六卷第二号 わが国銀行行における規模の経済について 吉岡完治 中島隆信

<http://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk6-2-1.pdf>2014/10/3 閲覧

25

「日本政策金融公庫 2012」

<https://www.jfc.go.jp/n/ir/pdf/2012jfs05.pdf#search='%E6%97%A5%E6%9C%AC%E6%94%BF%E7%AD%96%E9%87%91%E8%9E%8D%E5%85%AC%E5%BA%AB+%E6%B2%BF%E9%9D%A9'> <2014/10/26日閲覧>

30

「参議院 HP」

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/166/meisai/m16603166046.htm><2014/10/26 日閲覧>

- 5 安楽城大(2008)「日本経済における中小企業の役割と中小企業政策 第四号」  
香川大学経済政策研究

植田浩史(2005)「地方自治体と中小企業」振興企業環境研究年報 第10号

- 10 「墨田区HP」

[http://www.city.sumida.lg.jp/techno\\_city/keiei\\_sien/sogyoshien/sougyousiennetto.html](http://www.city.sumida.lg.jp/techno_city/keiei_sien/sogyoshien/sougyousiennetto.html) <2014/10/24 日閲覧>

「八尾市立中小企業サポートセンター」

- 15 [http://www.yao-support.net/activity\\_report/report\\_h21.html](http://www.yao-support.net/activity_report/report_h21.html) <2014/10/24 日閲覧>

「わが国中小企業の収益性と競争力」みずほ総研

- 20 <http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/argument/mron1012-1.pdf> <2014/10/29 日閲覧>

「一般競争入札について～総合評価落札方式の導入～」経済産業省大臣官房会計課

- 25 <http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c60815a-2j.pdf>

「東京都公報」

<https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/html/shikakushinsa2/2608-20142014.pdf> <2014/10/28 日閲覧>